

富士市の
暮らし
支援制度!

富士市内の同居・近居を応援します!

最大 **30** 万円
補助!!

多世代同居・近居支援奨励金制度

富士市では、子育て世代の負担軽減および高齢者の安全・安心な暮らしの確保を図るため、多世代で新たに同居・近居するための住宅取得またはリフォーム工事に対し補助を行います!

※「新たに同居・近居」: 現に同居・近居のいずれもしていない状態から同居・近居することを言います。

実施期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日 (3年間)

申請書や申請方法の詳細は富士市のホームページに記載しています

交付対象の方

下記の①、②のいずれも満たす方

①下記ア～ウのいずれかの組み合わせで新たに同居・近居

ア、「小学生以下の子を養育する者」と「その親」

イ、「65歳以上の者」と「その子」(ウの両者が現に同居・近居していない場合に限る)

ウ、「65歳以上の者」と「その孫」(イの両者が現に同居・近居していない場合に限る)

②奨励金受領後、多世代同居・近居の状態を10年以上継続

※近居: 市内において、同一小学校区または直線距離で1km以内である住宅に居住

交付対象住宅

住宅であって、居住用部分の床面積が50㎡以上

交付対象経費

多世代同居・近居のために行う次に掲げる経費

①住宅の取得に係る経費

②住宅の改修に係る経費

注意事項

・新築・改修の場合は工事着手前、建売・中古の場合は住宅の取得に係る契約の締結前に申請

・同居・近居の開始から30日以内または同居・近居を開始した日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに実績報告

補助対象地域

市内全域(ただし、取得または改修工事を行う住宅の敷地が、下記区域でないこと)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・災害危険区域・地すべり等防止区域・急傾斜地崩壊危険区域

補助率

1/2

補助額

上限額
30万円

お問い合わせ

富士市都市整備部

住宅政策課 住まい政策担当 電話 **0545-55-2814** (直通)

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 富士市役所7階

FAX:0545-57-2828 E-mail:to-juutaku@div.city.fuji.shizuoka.jp

詳細はホームページでもご確認ください。

富士市 多世代

検索



<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/kurashi/c0306/tasedaidoukyokinkinyo.html>